

四日市市北部清掃工場設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年10月6日

四日市市長 田中 俊行

四日市市条例第39号

四日市市北部清掃工場設置条例の一部を改正する条例

四日市市北部清掃工場設置条例（昭和48年四日市市条例第18号）の一部を次のように改正する。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p data-bbox="236 797 769 833"><u>四日市市クリーンセンター設置条例</u></p> <p data-bbox="252 916 347 952">（設置）</p> <p data-bbox="204 983 817 1193">第1条 本市は、廃棄物を衛生的に処理するための施設として<u>四日市市クリーンセンター（以下「クリーンセンター」という。）</u>を設置する。</p> <p data-bbox="252 1283 481 1319">（名称及び位置）</p> <p data-bbox="204 1350 801 1444">第2条 <u>クリーンセンター</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p data-bbox="236 1467 801 1503">(1) 名称 <u>四日市市クリーンセンター</u></p> <p data-bbox="236 1525 801 1619">(2) 位置 <u>四日市市垂坂町1736番地</u></p> <p data-bbox="252 1709 577 1744">（処理の範囲及び方法）</p> <p data-bbox="204 1776 817 2040">第3条 <u>クリーンセンター</u>は、市が収集した廃棄物及び市民、事業者等が直接搬入した廃棄物で、市長が適当と認めるものについて、<u>焼却及び破砕の処理を行う。</u></p> | <p data-bbox="880 797 1343 833"><u>四日市市北部清掃工場設置条例</u></p> <p data-bbox="896 916 992 952">（設置）</p> <p data-bbox="849 983 1455 1131">第1条 本市は、廃棄物を衛生的に処理するための施設として<u>清掃工場</u>を設置する。</p> <p data-bbox="896 1283 1126 1319">（名称及び位置）</p> <p data-bbox="849 1350 1455 1444">第2条 <u>清掃工場</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p data-bbox="880 1467 1382 1503">(1) 名称 <u>四日市市北部清掃工場</u></p> <p data-bbox="880 1525 1461 1619">(2) 位置 <u>四日市市垂坂町1,587番地</u></p> <p data-bbox="896 1709 1222 1744">（処理の範囲及び方法）</p> <p data-bbox="849 1776 1471 1986">第3条 <u>清掃工場</u>は、市が収集した廃棄物及び市民、事業者等が直接搬入した廃棄物で、市長が適当と認めるものを<u>焼却処理する。</u></p> |

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(環境部新ごみ処理施設整備課)